

平成29年度(2017年度) 1号認定子どもに係る利用者負担額(保育料)について

[対象施設：幼稚園、認定こども園(教育部分)]

※ 利用者の年齢は、毎年度4月1日の前日の年齢により区分します。

国の徴収基準額			本市の利用者負担額(保育料)				
階層区分		満3～5歳児	階層区分		満3・3歳児 (1号認定)	4・5歳児 (1号認定)	
①	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	0	
②	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税世帯含む)	3,000 0	B	市町村民税非課税世帯	0	0	
			C	市町村民税のうち均等割 のみの課税世帯	3,000 0	2,000 0	
③	市町村民税所得割課税世帯	77,100円以下 [14,100 7,050]	D 1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円以下	7,000 [3,500]	6,000 [3,000]
			D 2		58,000円以下	9,000 [4,500]	8,000 [4,000]
			D 3		67,000円以下	10,800 [5,400]	9,200 [4,600]
			D 4		77,100円以下	12,000 [6,000]	10,000 [5,000]
④	市町村民税所得割課税世帯	77,101円以上 211,200円以下 [20,500 10,250]	D 5	市町村民税所得割課税世帯	103,000円以下	14,400 [7,200]	12,600 [6,300]
			D 6		211,200円以下	16,400 [8,200]	13,600 [6,800]
⑤	市町村民税所得割課税世帯	211,201円以上 [25,700 12,850]	D 7	市町村民税所得割課税世帯	366,900円以下	21,600 [10,800]	17,600 [8,800]
			D 8		366,901円以上	23,000 [11,500]	22,000 [11,000]

※ [] 内の数字は第2子カウントの対象となる児童が利用している場合に適用される利用者負担額です。詳しくは、裏面をご覧ください。

※ 1号認定子ども…満3歳児以上の教育標準時間認定を受けた児童。

※ 多子軽減等の詳細については裏面に記載しておりますので、必ずご確認ください。

※ 保育料算定のもととなる市町村民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の税額控除をする前の税額となります。

※ 就園奨励費補助金の支給対象となる私立幼稚園の保育料については、本表の金額が適用されません。保育料については、各施設にご確認ください。

※ 市内公立幼稚園及び市内公立認定こども園(教育部分)は、吹田市に保育料をお支払いいただくこととなります。それ以外の施設については、各施設にご確認ください。

※ 市内公立幼稚園においては、別途、一時預かり利用料(一時預かりを利用された場合)を徴収します。また市内公立認定こども園(教育部分)においては、別途、給食費及び一時預かり利用料(一時預かりを利用された場合)を徴収します。